

平成26年度第1回栃木県景観審議会  
議 事 録

1. 開催日 平成26年10月17日（金）

2. 開催場所 栃木県公館 中会議室

3. 出席委員 11名

三橋委員、粕谷委員、渡邊（美樹）委員

尾登委員、秋澤委員、橋本委員

波木委員、渡辺（さちこ）委員、野澤委員

服部委員、永倉委員

午後2時00分 開会

1 開会

2 あいさつ 吉田県土整備部長あいさつ

3 委員紹介 新規委嘱委員を紹介

4 審議

○会長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。第1号議案「鹿沼市の区域を栃木県景観条例第31条第1項の規定による区域に指定することについて」事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局(都市計画課長) 県都市計画課長の犬野と申します。私の方から説明をさせていただきます。第1号議案「鹿沼市の区域を栃木県景観条例第31条第1項の規定による区域に指定することについて」御説明いたします。

お手元の「議案書」の1ページから2ページまでが、第1号議案でございます。議案書の2ページをご覧ください。本案件は、「2理由」に記載しておりますとおり、鹿沼市が、景観法に基づく景観行政団体として、景観法によりまして、市全域を景観計画区域とする景観計画を策定し、平成27年4月1日から施行を予定していること。市の景観計画におきまして、市全域の景観形成方針を定めるとともに、特に景観形成を図る地区を景観形成重点地区として指定し、きめ細かな景観形成基準を設けることとしていること。景観計画において、市全域を対象とした届出制度を規定し、その基準は県の条例基準と同等以上としていることから、二重行政をなくすために景観法との調整を定めた「栃木県景観条例第31条第1項」の規定によりまして、鹿沼市の区域を、「県条例第3章第1節及び第2節」の規定の全部を適用しない区域として指定することについて、審議会の御意見をお伺いするものでございます。

参考資料の1ページをお開き願います。中ほどに四角で囲んで、栃木県景観条例第31条の全文を記載しておりますので、御覧願います。条例第31条は他制度・景観法との調整を規定したものでして、今回の議案の関係部分にアンダーラインを引いております。要約いたしますと、同じページの「1議案の内容」の最初の段に記載しておりますように、「景観法に規定する景観計画区域は、県条例第3章第1節及び第2節の規定の全部又は一部を適用しない区域に指定できる」、というものでございます。

今回の案件は、次の段に記載しておりますように、鹿沼市が、景観法に基づきまして市全域を景観計画区域とした景観計画を策定し、平成27年4月から景観計画の施行を予定していることから、鹿沼市の区域を県条例の第3章第1節及び第2節の規定を適用しない区域として指定しようとするものでございます。

条文等で分かり難いと思いますが、言い換えますと、鹿沼市が、景観法に基づき鹿沼市全域を対象とする景観計画を策定し施行しようとしていることから、鹿沼市の区域を県条例の適用区域から外しようとするもので、これが適切かどうか、審議会の御意見をお伺いするものでございます。

県条例第3章第1節及び第2節の内容でございますが、これは、参考資料1ページの中ほどに○(まる)で示しておりますように、「地域における景観形成」、「大規模行為に係る景観形成」を規定しているものでございます。

2ページをお開き願います。これは、少し分かりやすくするために作成したのですが、県条例第3章第1節「地域における景観形成」及び「第2節大規模行為に係る景観形成」の規定について、鹿沼市が景観法に基づいて策定した「鹿沼市景観計画」の対応する部分と対比して表にしたものでございます。

このページを横に見ていただきまして、左が県条例、右が鹿沼市景観計画になります。鹿沼市の景観計画は景観法に基づいて策定したものでございます。まず、上半分に示しました第3章第1節ですが、これは、「地域における景観形成」に係る事項でありまして、県条例におきましては、景観形成地域を指定したり、景観形成重点地区を指定したりするような規定になっているものでございます。

これは、資料矢印の右側にありますように、市の景観計画の中でも、景観計画区域や景観形成重点地区というものが規定されておきまして、言うまでもなく、代替の規定が景観計画に定められているものです。

また、下半分に示したのは第3章第2節ですが、これは景観行政を行っていく上で、非常に重要な規制・誘導になりますが、「大規模行為に係る景観形成」に係る事項でございます。市の景観計画におきましても県条例と同等以上の基準を設けて景観形成を図るとしているものでございます。赤字で示した部分が県の条例と違うところで市が独自で定めているところでございます。

このようなことから、繰り返しになりますが、先ほど御説明いたしました、議案書2ページの「理由」によりまして、県条例の規定と鹿沼市景観計画の重複する部分を、県条例の適用区域から外そうとするものでございます。

1ページお戻りいただいて、「今後のスケジュール」でございますが、本日、景観審議会で審議いただきまして、本案件に係る区域指定は県の告示によって行うことになっております。鹿沼市が平成27年4月から景観計画の施行を予定しておりますので、この日を適用日としまして、今年12月に告示をやりたいというような目標としております。

説明は以上でございますが、参考としまして、他市町の状況について御説明させていただきます。スクリーンを御覧願います。これは、本県の市町の景観行政の状況を示したものでございます。緑の着色が景観法に基づきまして、景観行政事務を行う「景観行政団体」となっている市町でございます。

中核市である宇都宮市を含めまして11市町でございます。また、斜線のハッチングが、先ほど御説明いたしました県条例第3章第1節及び第2節の規定を適用している市町、いわば県の条例を適用している市町でございます。御覧のように、鹿沼市、栃木市、さくら市につきましては、景観行政団体ではありますが、まだ県条例の適用を受けているところでございまして、これはこの3市につきましては景観計画を未だ策定・施行していないからであり、今回、鹿沼市が景観計画を策定しましたので、この斜線部分のハッチングを外すようなイメージになるものでございます。

残りの、栃木市及びさくら市におきましては、現在、景観計画を策定中でございまして、今後、今回と同じような県条例の適用を外す手続きが必要となるところでございます。県としましては、全ての市町が景観行政団体となりまして、市町が誇りをもって地域に合った景観行政を進めることを目指しているところでございます。説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局から「鹿沼市の区域を栃木県景観条例第31条第1項の規定による区域に指定することについて」説明がございました。確認ですが、この審議会の場合は、鹿沼市の区域を県条例の適用区域から外すことが適切かどうかという御判断を審議いただくものであり、鹿沼市景観計画の中身について議論するものではないという理解でよろしいのですね。

○事務局（都市計画課長） はい。鹿沼市の景観計画は、市の景観計画策定委員会で議論されまして、パブリックコメントによる案の公開をしまして市民の方の意見募集を行い、策定しているものでございます。つきましては、会長のおっしゃるとおり、委員の皆様には、鹿沼市景観計画の中身の審議というよりは、鹿沼市の区域を県条例の適用区域から外すことが適切かどうかについて御審議いただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○会長 分かりました。ただ、議案の提案理由にあるように景観形成重点地区の指定、それから景観形成基準を設けること、あるいは届出対象行為やその景観形成基準について県の基準と同等以上である、この理由について、県から御説明を一旦はいただきましたが、もう少し、内容について判断する上では、鹿沼市の計画がどのようなものなのか審議会として確認する必要があります。

そこで、今日は、栃木県景観審議会規則第4条に基づき、鹿沼市都市建設部都市計画課の方に御出席をいただきまして、鹿沼市の景観計画について御説明を願って、その上で判断をいただくこととしてもよろしいでしょうか。委員の皆様にお諮りいたします。

（「異議なし」の声あり）

○会長 委員の先生の御了承をいただきましたので、景観審議会規則第4条に基づきまして、鹿沼市の職員の方に説明を求めます。よろしくお願いたします。

○鹿沼市（都市計画課長） はい。鹿沼市景観計画について、都市建設部都市計画課長の江口が御説明いたします。まず、鹿沼市景観計画策定までの経緯についてであります。本市は平成23年7月1日に景観行政団体となりました。

平成24年度から学識経験のある者等による「景観計画策定委員会」、一般市民等による「景観まちづくりワークショップ」、庁内関係部局等からなる「景観計画作業部会」を設置し、計画を策定してまいりました。その間、策定委員会を8回、ワークショップを3回、作業部会を6回、それぞれ開催いたしました。その他、自治会へのアンケートやパブリックコメントを実施し、市民の意見を聴く機会を設けました。その後、市の都市計画審議会に諮り、計画を決定し、本年7月31日に景観計画の告示をいたしました。また、この計画に基づきまして景観条例を9月議会において制定し、平成27年4月1日からの施行を予定しております。

続きまして、景観計画の内容を、お手元に配付させていただきました鹿沼市景観計画概要版に基づきまして御説明します。まず、1ページ目を御覧いただきたいと思っております。「景観計画の目的」でございますが、本市の豊かな自然と歴史、文化、及び市民の生活や様々な活動の中で育まれた景観資源を十分に活かしながら、良好な景観形成を推進するために基本方針などを明らかにし、市民、事業者、行政が協働しながら良好な景観形成に取り組む際の共通指針とするためであります。「景観計画の内容」につきましては、表の①から⑥の事項について定めております。

まず、「本計画の区域」についてでございますが、本市の景観は、歴史的風土と豊かな自然環境の中で、そこに暮らす人々が長い時間をかけて作り上げてきたものであり、これらの歴史的景観や自然景観との調和を図るとともに、魅力的なまちを創造し、地域の特性に応じた良好な景観形成を図るため、市全域を景観計画区域といたしました。

次に、ページ下段の「景観形成重点地区の指定等」についてでございますが、検討を行い、住民の意見を十分に聴いたうえで、今後、設置予定の市の景観審議会等において審議し、指定して参りたいと考えております。

続きまして、2ページの「良好な景観形成に関する方針」でございますが、本市の景観形成のテーマとしまして2つ示しました。一つは、「自然資源、歴史・文化的資源を活かした景観形成」、もう一つが「人と自然が共存し、住んで美しい、観て美しいまち鹿沼」でございます。この2つのテーマをふまえ、「自然系景観」、「歴史系景観」、「都市系景観」、「心象系景観」の4つの系統別景観と中心市街地、菊沢地域、東部台・北犬飼地域、押原地域、栗野地域、北西部地域の6地域別景観の各々の方針を定めました。

続きまして、3ページの「届出対象行為」でございますが、色分けした表をご覧ください。届出対象行為としまして3項目ありまして、一つ目は、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う場合で、高さが10mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるものにつきましては、届出の対象といたしました。

また、二つ目としては、工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更を行う場合で、別表に記載された工作物に該当し、それぞれの高さ又は築造面積を超えるものにつきましては、届出の対象といたしました。

最後に、三つ目としまして、都市計画法に定める開発行為に該当し、区域面積が10,000㎡を超えるものにつきましては、届出の対象としました。なお、この届出対象行為のうち、①の建築物の新築等と③の開発行為につきましては、栃木県景観条例に基づく「大規模行為届出制度」よりも高さや面積において広い範囲の行為を対象としております。

続きまして、4ページと5ページの「景観形成基準」でございますが、先ほど、説明させていただきました届出対象行為を行う場合、届出者が配慮する景観形成基準を示しております。これらの景観形成基準につきましては、栃木県景観条例に基づく「大規模行為届出制度」の基準を準用させていただいております。6ページに「届出の流れ」を、7ページに「景観重要建造物・景観重要樹木等の指定の方針」及び「景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項」を記載しております。

最後に、8ページに「屋外広告物の表示及び掲出に関する基本的事項」を記載しております。また、「協働による景観形成」でございますが、良好な景観形成の実現のためには、市民、事業者、行政が本計画に定められた基本理念や目標を共有し、その役割を認識して、協働により活動を行っていく必要があると考えております。今後、その活動のための支援、情報提供、啓発活動を行い、これらの実施により、本計画の景観形成のテーマであります『自然資源、歴史・文化的資源を活かした景観形成』、『人と自然が共存し、住んで美しい、観て美しいまち鹿沼』の実現を図っていきたくと考えておりま

す。以上で、鹿沼市景観計画についての説明とさせていただきます。

○会長 ありがとうございます。事務局から第1号議案「鹿沼市の区域を栃木県景観条例第31条第1項の規定による区域に指定することについて」、そして鹿沼市から鹿沼市景観計画について説明がありました。委員の皆様からこの適用区域を外すという観点で御質問がございましたら、お願いします。

(質疑なし)

○会長 それでは、御質問がないようですので、ここで審議会としての意見をまとめたいと思います。第1号議案「鹿沼市の区域を栃木県景観条例第31条第1項の規定による区域に指定することについて」は、当審議会としては、県条例第3章第1節及び第2節の規定の全部を適用しない区域として鹿沼市の区域全部を指定することが適切である旨、答申してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 それでは議題1については、当審議会としては、適切である旨答申いたします。

続きまして第2号議案「屋外広告物条例の制定及び改廃に関する事務を那須塩原市に移譲することについて」事務局から説明をお願いします。

○事務局(都市計画課長) 第2号議案「屋外広告物条例の制定及び改廃に関する事務を那須塩原市に移譲することについて」御説明いたします。お手元の「議案書」の3ページから4ページまでが、第2号議案でございます。

議案書の4ページをお開き願います。本案件は、「2理由」に記載しておりますとおり、景観行政団体である那須塩原市が、より地域の実情に合わせた景観形成に関する規制・誘導を図っていくため、景観計画を変更して、独自の屋外広告物条例を定める旨を明記したこと、那須塩原市が独自の屋外広告物条例を制定することにより屋外広告物の制限等を行うことについて、市から県に申し出があったこと、それから、良好な景観形成のためには住民の理解や協力が必要であり、住民に最も身近な基礎自治体である市町村が独自の条例を制定することはより良好な景観形成につながることから、景観行政団体である市町村の特例を定めた「屋外広告物法第28条」の規定によりまして、「屋外広告物条例の制定及び改廃に関する事務」を那須塩原市に移譲することについて、御審議いただくものでございます。

参考資料の3ページをお開き願います。中ほどに四角で囲んで、屋外広告物法第28条の全文を記載しておりますので、御覧願います。法第28条は、景観行政団体である市町村の特例を規定したものでありまして、今回の議案の関係部分にアンダーラインを引かせてもらっております。

まず、原則としまして、屋外広告物法では、それを規制する具体的なものについては、条例で定めるようになっておりまして、基本的には、指定都市や中核市などの大都市等の特例を除きまして都道府県が関連条例の制定・改廃を行うことになっております。

その他の市町村では、この法第28条によりまして、2つ目のアンダーラインにありますように、「景観行政団体である市町村」は、1つ目のアンダーラインにありますように、「法第3条から第5条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定・改廃の事務の全部又は一部」を処理することができるとされています。

その際には、3つ目のアンダーラインになりますが、あらかじめ知事が市町村長に協議しなければならないと法で定められております。今回、景観行政団体となっております那須塩原市から「屋外広告物法第28条に基づく条例制定・改廃の権限」の移譲を受けたいという申し出がありましたので、知事が協議を行うにあたり、当審議会において御審議をお願いするものでございます。

条例の制定・改廃の権限を移譲する内容でございますが、参考資料3ページの中ほど四角囲みの下になりますが、「参考」に記載させてもらっておりますように、法第28条に列記している、法第3条 広告物の表示等の禁止、第4条 広告物の表示等の制限、第5条 広告物の表示の方法等の基準、第7条 違反に対する措置、第8条 除却した広告物等の保管、売却又は廃棄に係る事項でございます。

なお、県の条例の中では関連しまして、「屋外広告業者」の登録というのがありますが、これに関しましては、法第28条に規定されておられませんので、業者の登録については引き続き県の条例で県が処理することになります。

今後のスケジュールでございますが、同じページの「3今後のスケジュール」をご覧ください。本日、景観審議会の議を経ましたならば、なるべく早めに法第28条に基づく協議を行いまして、その後、那須塩原市におきましては屋外広告物条例を制定し、平成27年10月の施行を目指しているところでございます。

また、県の事務といたしましては、屋外広告物条例の中に「景観行政団体である市町村等が処理する事務の範囲」ということで、その条文の中に那須塩原市分を追加する必要がありますので、これについては、条例改正となりますので、12月議会で条例改正案の上程を行う予定としております。

説明は以上でございますが、また参考としまして、他市町の状況について御説明させていただきます。スクリーンの方を御覧いただきたいと思います。これは、本県の市町の屋外広告物行政の状況を示したものでございます。第1号議案と同じ説明になってしまいますが、この緑の着色市町が景観法に基づきまして、景観行政を行う「景観行政団体」となっている市町でございます。

法第28条では「景観行政団体」というものが前提となっておりますので、この区域が対象となります。そのほかにこのクロスでハッチングした部分が、県屋外広告物条例の規定を適用しているところでございます。御覧のように、ほとんどの多くの市町が県の屋外広告物条例の適用を受けておりますが、中核市はもともと法で条例を制定することになっておりますが、そのほか、景観行政団体である日光市及び那須町が独自の条例を作りまして、現在、屋外広告物行政を推進しているところでございます。

今回、那須塩原市におきまして、独自の条例を定めたいということでございますので、こちらも県条例の規定の適用を外す、クロスのハッチングを外すということになりますことを進めたいとしますのでございます。県としましては、全ての市町が地域に合った条例で、地域に合った屋外広告物行政を進めることが望ましいと考えているところでございます。説明は以上でございます。よろしく、御審議をお願いいたします。

○会長 ただいま事務局から第2号議案「屋外広告物条例の制定及び改廃に関する事務を那須塩原

市に移譲することについて」説明がございました。確認ですが、こちらも、第1号議案と同様、那須塩原市の条例の内容について議論するものではないということによろしいですね。

○事務局（都市計画課長） はい。そのとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○会長 県条例を外していかどうかの確認のためにですね。分かりました。事務局の説明ですと那須塩原市は、独自の屋外広告物条例を定める旨、景観計画を変更したということですが、市として今後どのように屋外広告物の制限を図っていくか、この審議会場で考えをお聞かせいただきたいと思います。つきましては、那須塩原市建設部都市計画課の職員の方に、栃木県景観審議会規則第4条に基づき、出席を求めています。今後定めていく予定の那須塩原市屋外広告物条例の基本コンセプトについて、市の御説明をいただくこととしてもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長 委員の先生の御了解をいただきましたので、景観審議会規則第4条に基づきまして、那須塩原市の方に説明をいただきます。

○那須塩原市（都市計画課長） 那須塩原市建設部都市計画課長の君島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。今後制定していく予定であります「那須塩原市屋外広告物条例」の概要につきまして、ご説明申し上げます。

本市は、平成20年4月に景観行政団体になり、また、平成21年4月に景観計画を策定し、平成22年4月からは市の景観条例に基づき、良好な景観の保全・活用、美しく風格ある郷土形成、潤いのある豊かな生活環境や個性的で活力のある地域社会の実現に向け、景観行政を実施しているところであります。屋外広告物につきましては、栃木県屋外広告物条例に係る事務処理を知事から権限移譲されまして、その適切な運用を図ることにより規制・誘導を行っているところであります。

しかしながら、現行条例の基準下においては、本県を代表する観光地である那須高原や塩原・板室温泉への玄関口となっております那須塩原駅西口周辺や、それら観光地へつながる幹線道路沿線において、派手な色遣いの屋外広告物が多数見受けられる状況となっております。本市といたしましては、こうした状況に鑑み、本市特有の景観への配慮が必要であると考え、那須塩原市の景観審議会、それから都市計画審議会の議を経まして、平成26年10月8日に那須塩原市屋外広告物条例を定める旨、那須塩原市景観計画の変更をしたところでございます。

こちらにつきましては、お手元に配付させていただいております資料になりますが、那須塩原市景観計画の概要版があるかと思いますが、この4ページになります。この中段から下の方に「屋外広告物の表示等の制限に関する事項」がありまして、その中で、「那須塩原市屋外広告物条例を定め、適切に運用するとともに、良好な景観の形成に関する方針に基づき、今後も周辺の景観に配慮した屋外広告物の誘導を図っていきます。」というように変更をいたしました。

今後におきましては、平成27年3月末の公布、平成27年10月1日の施行を目途に、市独自条例の制定に係る諸手続を進めていく考えでございまして、これに先立ち、今般、屋外広告物法第28条の規定に基づく協議をしてほしい旨、知事に申し出た次第でございます。

市独自条例の具体的な内容でございまして、基本的には県条例の規定を踏襲しつつ、先ほど申し上

げました那須塩原駅西口周辺及びそこから観光地へつながります幹線道路沿線等における屋外広告物については「地色はこげ茶色、文字は白色又は黒色」とするといった色彩規制を新たに盛り込むというような内容を考えております。

図面で申し上げますと、お配りしておりますカラーA3版の折り込んであります図面ですが、スクリーンの方にも図面を表示してございます。

まず、1つ目でございますが、東北縦貫自動車道の市内全区間でございます。

2つ目といたしましては、那須塩原駅から西側に伸びます市道東那須野大通り線及び県道大田原高林線、県道矢板那須線との交差点までの区間でございます。この路線の沿線には黒磯板室インターチェンジや大型の商業施設などがあります。

続きまして、3つ目でございます。こちら国道400号のうち、東北縦貫自動車道以西から日光国立公園までの区間になります。この路線につきましては、大田原市から本市の西那須野地区、更に塩原温泉地区を通りまして日光市の藤原地区にございます国道121号に通じる道路でありまして、沿線には西那須野塩原インターチェンジや大型のレジャー観光施設などがありまして、塩原温泉地区で日塩もみじラインに接続する道路でございます。

4つ目といたしましては、矢板市から本市を通りまして、那須町へ通じる県道矢板那須線のうち、国道400号の接続点から那須町の境までの区間でございます。この路線につきましては、県北を横断する観光道路などとしても大変重要な路線でございます。

5つ目といたしましては、県道黒磯田島線のうち、東北縦貫自動車道の以西から西側へ進みまして日光国立公園までの区間及び県道中塩原那須線のうち板室地区から那須町の境までの区間でございます。この路線につきましては、黒磯駅の付近から西側へ通りまして福島県南会津町田島地区へ通じる道路と、その道路から分岐いたしまして那須高原に通じる道路でございます。いずれも途中、板室温泉を経由する路線でございます。

6つ目、最後の路線ですが、本市の西那須野地区と黒磯地区を結びます道路で、県道西那須野那須線のうち、国道400号の接続点から那須塩原駅西口の県道大田原高林線の交差点までの区間であります。

以上6つの箇所でございますが、こちらが新たな色彩規制の対象となる主な幹線道路でございます。本市といたしましては、「那須塩原市屋外広告物条例」を制定いたしまして、その適切な運用を図ることによりまして、那須塩原駅西口周辺や観光地につながる幹線道路沿線等におきまして、より良好な景観が形成され、また、那須御用邸に通じるロイヤルロードなどにふさわしい、高級感のある那須のイメージにつながる景観形成が図られ、ひいては、市全体のイメージアップに繋がっていくことを期待しているところでございます。以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございます。ただいま事務局から第2号議案の趣旨について、そして那須塩原市から那須塩原市屋外広告物条例の概要案についてそれぞれ説明がありました。第2号議案を審議するにあたりまして、委員の皆様から御質問がございましたら、お願いします。

- 委員 今、新たに基準変更となる路線の説明をいただきましたが、いわゆる4号線の周辺、国道4号線と例えば西那須野塩原インターまでの間とか、あるいは黒磯駅周辺のいわゆる幹線の道路、これについては、既にいわゆる景観基準というか、屋外広告物の制限がされているエリアと理解してよろしいのでしょうか。
- 那須塩原市（都市計画課長）ただいまの路線につきましては、現在、県の条例ではこちらは許可地域ということで基準が比較的緩やかなエリア、なぜかと申しますと市街地ですので、比較的緩やかなエリアになっているということでございまして、こちらにつきましては、今の県の条例をそのままの基準で使いたいというふうに考えております。
- 委員 分かりました。
- 委員 規制なのですが、もちろん景観形成の上で屋外広告物は非常に重要ですので、景観行政団体である那須塩原市さんに権限移譲というのは全然問題ないと思います。那須、それから那須塩原市さん、そして日光市がそれぞれのゾーンでいい景観形成をしていただきたいと思います。ひとつ、お尋ねしたいのですが、東北自動車道とかの高速道路ですね。こういうところにも権限を及ぼすことが出来るのですか。
- 事務局（都市計画課長） はい。これは東北自動車道につきましては、今、禁止区域となっています。お手元の常用資料冊子の後ろの袋に現在の県屋外広告物条例の規制図があります。ここで赤に染まっているところが、原則、禁止路線ということで既に規制を行っているところでございます。
- 委員 現在規制を行っているのであれば、それ以上の規制というのが必要なのですか。
- 那須塩原市（都市計画課長） よろしいですか。今、県都市計画課長から説明のありました禁止路線でございまして、今回、私どもの条例の中で、現在禁止路線になっていて今回更に入れておりますところは、東北自動車道のほかに、県道大田原高林線、あるいは矢板那須線などにおきましては、とちぎふるさと街道景観条例の街道ということになっておりまして、そちらの方の一部規制がかかっておりますが、今の県の条例でいきますと禁止路線につきましては、いわゆる野立てといたしまして、敷地内広告物でない広告物につきましては、規制がかかっているのですが、敷地内のものにまでは規制が及んでいない状況です。ですので、今回、この路線につきましては、統一的に規制を同じ様に色規制をかけてやっていきたいということから、こういった禁止路線につきましては、県の条例に、若干、規制の上乗せをしたいというのが、那須塩原市の条例の主なところでございます。
- 委員 よく分かりました。
- 委員 個人的な感想と要望になるのですが、実は私は鬼怒川温泉におります。日光市になります。那須のみなさまともお話をさせていただくことが多いのですが、やはり那須の方の色規制が始まってから、お客様が「看板が見づらい」という状況が発生していて、「那須は車を運転していても見過ごしてしまう。」という状況なのですね。今、お話をいただいていますと、黒とか茶色とかそれしかというのですが、ダメであれば例えば、ブルーであったらこの色、赤であったらエンジ系のこの色ということで、やはり色をもう少し加えた形で景観が損なわないような彩度とか色彩というものを決めていただいて、その中でやらないと本当に全部一緒くたになってしまっていて、何がなんだか、見てもよく分

からない。歩いている人はいいのかもしれませんが、車を運転している人は分からないというお話を度々伺っています。景観に合わせた色彩というものは素敵かもしれませんが、やはりその町その町の個性があると思うんですね。ですから、その個性に合わせた看板づくりというものが必要ではないのかなというふうに思っています。ですから、全てその色を何色だけというような決め方ではなくて、その色に対しては、この色だったらいいですよというものをもう少し幅広く使われることを願っているのですけれども。今回はまさしく、その2～3色ということですので、那須町と同じようにお客様が見づらい、そういうような看板づくりにならないようお願いしたいなというふうに思います。

○会長 御意見ということでよろしいでしょうか。

○委員 はい、意見ということで。ダメとかいいとかいうことではなくて、ちょっと観光事業者としまして、お客様の声としてお伝えしておきます。黒とか茶色とかですと見えなから。しかも動いていると、さっと過ぎ去ってしまっって見づらいいいのですね。ただ派手にしろという訳ではなくて、もう少し、色の規制をしてはいいのですけれど、使っっていい色をもう少し入れてもいいのではないのかな。というふうに思っるのですけれど。

○会長 委員のお話は景観審議会として議論すべき御意見だと思いますが、本日の議題に関することとしましては、今回は御意見としてお伺いしたということによろしいでしょうか。

○委員 はい、意見ということでお願いします。

○会長 分かりました。ほかにいかがでしょうか。

○委員 栃木県というのは、日本で魅力ある県ということからすると、本当におしりから何番目かに入っているのですね。ところが、私は、栃木県、特に観光です、これは日本でも5つの指に入るくらい素晴らしいものだと思っっています。そういう観点からすると、私はサイン業者の代表として来っいますが、この規制は、まあある程度はいいかと、個人的には仕方がないかなという思っがします。

先ほどの委員の話は、私は商売をしてっいますから、すごくよく分かるのですね。ただ、那須なんかに行くと例えばセブンイレブンなんかも、セブンイレブンのコーポレートカラーはグリーンとかオレンジじゃないですか、それがブラウンの白抜きになっっている。全部それになっっていますから、町としてはそう決めたことすけど、どうなのかなと。ただ、これはいいんだよ、という意見も同業者の間でもござっいます。ただ、それはメジャーな会社であっって、普通の一般の会社というのは、やっぱりコーポレートカラー、独自のマークとかです、ロゴ、それは使ってもらいたいというのがある、これは私も同じ意見です。例えば、今です、ジャパンカップに関連して、オリオン通りに4m四方の横断幕がかかっっています。それがないとすごく閉塞的なオリオン通りになっってしまうのです。空間がすごく高いので。そこに4m四方のマークが連続して10mおきくらいにかかっっている。

それはあのアンディ・ウォーホルのキャンベルというスープ缶がありまして、それは有名なポスターなのすけれど、スープ缶をいくつも並べて色違っいであることによっって、デザインされたポスターなのすね。まさに連続的な発想です。今、オリオン通りはすごく目立っって活気がありまっすね。そういうのは私はすごく賛成です。

○委員 今、観光関係でいきますと、ユニークベニューということで、色々な形で町ないしは市街地でイベントなり、パーティなりができるところを探しているんですね。そうしたところでもやはり、規制がかかってしまうのでしょうか。例えば、今みたいなポスターを貼るとか、そういうことをやった時にも規制がかかってしまうのでしょうか。一時期、イベントとして市街地でやるとか、道路関係でやるとかそういう時です。

○事務局（都市計画課長） 基本的には、県の条例の中では、許可が必要など規制が掛かるものにはなっております。

○委員 そうすると、そういう場合は許可をとれば大丈夫なのですか。

○事務局（都市計画課長） はい。常用資料のなか、屋外広告物例規集の12ページ以降に条例がありまして、その中の45ページにございますが、地域や屋外広告物の種類などかなり細分化されたものがありまして、こういう基準に照らし合わせまして、この基準に沿ったものであれば許可をさせていただいているものでございます。

全体的には地域というものがありますので、こちら45ページにもありますように、県の条例ですので、細かい分け方は出来ませんが、自然保全型地域、田園調和型地域、市街地形成型地域など、地域によって基準が異なっております。そのような中で今やっているところでございます。

○委員 申請をしながら、許可がもらえるようなものであれば、そういったパーティとか特別なイベントの時にも掲示が出来るということですね。ありがとうございました。

○委員 今回は2件の案件ということですが、要は、きめ細やかな景観施策をやるというひとつの事例だと思います。要するに県レベルではなくて、市町村に下ろしてよりきめ細かい景観づくりをすること。そうはいっても、今日も委員から観光的な視点というのがありましたけれど、私も色々なところで同じような意見、「景観と観光は違うのか。観光のため、人を呼び込むために看板などは目立つ方がいいのではないのか。」と。ただ、最近の観光行政というのは、まちづくりそのものだと思うのですよ。まちづくりあるいは景観づくりそのものが観光である。観光というと例えば、派手な看板をあげて人を呼び込むという風に捉えられるのが一般的なのですが、そういうことではなくて、きれいなまちづくりをすれば、おのずと人が寄ってくるということ。

最近、富士山が結構話題になって、いわゆるユネスコの世界遺産になってから、富士山から相談を受けているのですけれど、看板がとにかくすごいのですよね。だから、おそらく富士宮市の場合も基本的には観光のことを考えるのと同時に、やはり大きな意味合いの世界遺産となったときに、景観とはどういう風にあるべきか、かなり真剣に考えている。

その時に今言ったような、まちづくりそのもので観光を誘致しようということ。このいい例として、昔、倉敷に行ったときに、倉敷のきれいな街並みを撮るときに、そこにあるフィルム会社のグリーンもののぼりがいっぱい立っている訳ですね。そうするとおかしいと思いませんか？観光で行って、きれいな景観を撮ろうと思うのだけれど、フィルムメーカーののぼりがきれいな景観の邪魔になっている訳ですね。よい景観を、きれいな街並みを市民あるいは業者さんが一緒になって作り上げたときに、果たしてそれがいいのかどうか。そのメーカーさんは考え、おかしいのではないかとということで、

一切看板を立てなくなりましたけれど、景観というのは、非常に地味なのだけれど、長い目で見るとそれが魅力となって人を呼び込む。だから別段そのサインを掲げなくても人は来る、誘客できる。

そして日本ほどそういうサインが多い国はないと思います。世界中回ると、こんなにまでサインが多いのかなあと、要するに過剰なのではないかなと、そういう気がします。ある国ではサインを一切禁止してしまっているところもありますし。

○委員 確かに私もそう思います。富士山になんかあるとやっぱり合わないじゃないですか。倉敷の話でもそうなのですが、ただひとつ、例えば大阪などでは道頓堀のグリコのサインだけでも観客がすごいですよね。あそこは特にサインだけで観光客を誘致出来る素晴らしいところだと思いますけれど、やはり、場所に合ったサイン、場所に合った色・大きさ、これが一番優先的に考えるべきことだと思います。

○会長 グリコも広告物には違わないのですが、あれは広告物を超越していますよね。

○委員 あれは、基本的にはスーパーグラフィックですよね。看板というよりはアートですよね。

○委員 最後に一言だけ、委員がおっしゃるように、私も派手な広告というのは観光地を乱してしまうので問題なのですが、私の考える2～3色だけというのはちょっとそれでいいのかどうかというところなので、もう少し幅広く使えたらいいなあというところで、心配でしたら色彩を決めていただいて、これだったら、この何色かを使って組み合わせれば問題ないよというような、もう少し幅広げられないかな、という提案というか、考えです。

私どもも派手なところでやるというのは、今の時代、観光地としては時代遅れだと思っています。そういう点では全く同意見です。

○委員 台東区では看板とかの色彩基準を作っているのですが、あるところでは逆に200色くらい決めてしまったのですよ。一般の人には200色、それだけあると逆に迷ってしまう。だから、非常に色というのは難しく、1色では相当カバー出来ないでしょうし、今回の場合でも那須の場合でもおそらくゾーニングされていますよね、ゾーニングされているということは、この地区はグリーンが多いからこの色がいいとかですね、それからこの地区はむしろ違う色にしようとかですね。

先ほどいいましたように、景観法というのは基本的には眺望の視点がないのですよ。眺望というのは、人間の視点で見たという、そういう視点が法律にはないのですよ。だから大きな網をかけているだけで、あとは要するに細かい点はそれぞれの市町村でやるしかないのですよ。そのときにおそらくゾーニングした時に、今、委員が言うように、1色でカバー出来ないときにどうしたらいいのか、それは住人の皆さんが色々協議して、作ったらおしまいというのではなくて、作ったものにまた参加して行って必要があれば少し広げるといような、そういうこともあっていいものと思います。

どうしても、法律になってしまうと、決められるとその枠のなかでどうにもならなくなると感じると思うのですが、そうではなくて、やわらかい縛りといいますか、それはやはり住民の方が参加しないと。景観というものは、行政がいくら頑張っても出来っこない、住民参加を呼びかけるためにも、委員がおっしゃるように少し幅を持たせることも十分出来るかと思います。

○委員 会長。この議案に関する審議をまず最初にしていただいて、その後、議論された方がよいと思

います。

○会長 分かりました。ほかにどうでしょうか。那須塩原市を県の屋外広告物条例の適用区域から除外することに関連した、議題に対する御質問がありましたらお願いします。

○委員 確認をしたい点があるのですが、先ほど御説明いただきまして、屋外広告物条例に関する事務を移譲された場合の計画と申しますか、施行内容について説明があったかと思うのですが、基準変更となる路線について、A3の資料で説明がありましたが、基準変更となる範囲がこの路線ということによろしいですか。それから、その基準変更の具体的な内容については、規模とかではなく色彩についての変更ということによろしいですか。それからもうひとつなのですが、移譲されたあとに平成27年度から施行されるということなのですが、まず平成27年度の基準変更があり、その後も、権限が移譲されておりますので、住民の方の意見を聴きながら、また更に変更されるということもあるといふことか。つまり、これだけではない。今後のことも考えると、基準の変更というのは、これだけではないと考えてよろしいでしょうか。

○那須塩原市（都市計画課長） 3点ほどございました。まず、基準変更するのは、この資料にある路線を現在定めておまして、路線が混ざっておりますので、6路線という言い方が正しくないのかもしれないかもしれませんが、大きく言うと6路線でございます。それから、基準につきましては、県の現在の条例に色彩の部分だけを上乘せするような規制を考えておりますので、大きさとかそういったことまで、手を加える予定はございません。また、この後、基準が大幅に変わったりするのかということですが、今のところはそこまでは考えておりませんので、その後様子を見てですね、色々な反応とかがまた出てくれば、更に考えていくことはあるかと思いますが、また元へ戻るといふようなことは無いかと思いますが、更にどこかのエリアをどんどん追加していくということも、今のところはそこまで考えてはおりません。

○委員 分かりました。

○会長 よろしいでしょうか。では、私から一点確認ですが、資料として配付されてあります景観計画概要版の4ページですね。右上の図ですが、その下の凡例の横ですね、“重点地区は図示した道路の沿道50mの範囲”という表記がございますが、県の屋外広告物規制図ですね、これですとその該当する路線については、片側500mの幅で指定されておりますので、この500mはベースとしてあって、それに加えて50m両側をより厳しくすると、こういう趣旨ですね。

○那須塩原市（都市計画課長） はい。県の500mの部分につきましては、全然手をつけておりませんので、このままという形です。景観計画の方で重点地区と言っております50mにつきましては、こういう形になりますけれど、うちの方でやろうとしている規制については、県の500mの部分については、そのまま適用をいたしますので、これについてはいじらないということでございます。

○会長 分かりました。これは県にお聞きしますが、隣の那須町さんとの接続と申しますか、2市の規制の内容について連続的であればいいのですが、その調整は県の方でなさるのでしょうか。

○事務局（都市計画課長） 今のところ県の方では細かい調整まではやっておりませんが、那須塩原市さんから説明がありましたように、基本は県条例ベースでいくところであって、今回の上乘せになる部

分が例えば矢板那須線であるとか、東北縦貫自動車道とかで接続するところは、当然調整をとっていかないと、景観的におかしくなるといいますか、問題になると思いますので、今後、改めまして見させていただきたいと思っております。

○会長 そこは、齟齬が生じないようにお願いします。それでは、ほかに御質問がないようでしたら、第2号議案について議決に入りたいと思います。第2号議案「屋外広告物の条例の制定及び改廃に関する事務を那須塩原市に移譲することについて」は当審議会としては、異議がない旨答申をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○会長 ありがとうございます。それでは、本日御審議いただきました二つの議案につきましては、皆様の御了解を得ましたので、その旨答申をさせていただきます。次に次第に従いまして、報告事項第1号「車両に表示される広告物に係る規制見直しの状況について」事務局から御説明いただきます。よろしくをお願いします。

○事務局（都市計画課事務総括）都市計画課課長補佐の岡田でございます。よろしくをお願いします。報告第1号「車両に表示される広告物に係る規制見直しの状況について」御説明いたします。お手元の「報告資料」を御覧いただきたいと思います。まずは、昨年のおさらいになりますけれども、規制見直しの趣旨、それから概要について御説明をいたします。

まず、（1）の規制見直しの趣旨でございますが、近年、地域振興や観光振興を目的として鉄道やバスなどの車体を用いたラッピング広告というものが広く活用されておりまして、こうした車両広告の需要の変化に対応するために、栃木県屋外広告物条例の目的であります良好な景観の形成や風致の維持、危害の防止といった目的に支障のない範囲で規制を見直したものでございます。

次に（2）の見直しの概要についてでございますが、従来、自然公園区域などの禁止地域では大きな広告を表示した車両は走行できないこととなっておりますが、資料にありますように鉄道車両に表示される広告につきましては、広告主が公共、これは国、地方公共団体、公共的団体でございますが、公共であるか民間であるかに関わらず、地域に関係なく、前後左右4面に大きさの制限なく表示を可能といたしました。一方、自動車車両に表示される広告につきましては、広告主が公共である場合に限り、地域に関係なく、前後左右4面の大きさの制限のない表示を可能といたしました。この鉄道と自動車で取扱いを異にしました理由は、自動車の場合は、どこでも走れてどこにでも停まれるという特性がございますので、一律に緩和をした場合に固定広告物と同様の景観への影響があるのではないかと懸念されるためでございます。

次に（3）の経過でございますが、昨年の8月2日の当審議会におきまして規制見直しの内容について異議がない旨の御答申をいただいた後、関係規定、具体的には栃木県屋外広告物条例の施行規則、それから条例規則に基づきます地域指定等の告示を改正しまして、本年の3月18日に公布いたしました。また、同日付けで、「栃木県車両広告物自主審査実施要綱」を制定いたしました。これにつきましては、制定後、委員の皆様にご送付させていただいたところでございます。

また、本日、机の上に置かせていただきました常用資料の中にも今回、新たに綴じ込みをさせてい

ただきました。この要綱のなかで、資料の※印にもありますように、節度ある広告物の表示を誘導するために、「栃木県車両広告物ガイドライン」を提示いたしました。これに基づきまして広告主や広告事業者の責務として、ガイドラインを踏まえた制作あるいは表示を、また交通事業者の責務としてガイドラインを踏まえた自主審査の実施等を求めているところでございます。

以上の手続きを経まして、本年4月1日から規制の見直しを実施しております。次に、2の規制見直しに係る説明会でございますが、4月の見直しの実施に先立ちまして3月に交通事業者向けの説明会を開催いたしました。この場には、鉄道会社4社、バス事業者6社の参加をいただいたところでございます。また、5月には市町の担当者向け、7月には県の庁内関係課向けの説明会をそれぞれ開催いたしまして、ルールに基づいてとちぎの発信力強化に向け活用願いたいという旨を説明したところでございます。

次に、3の規制見直し前後における広告物の表示の状況でございますが、広告主の別によりまして、広告主が民間のものにつきましては、改正前の昨年度が鉄道2件、路線バス11件の計13件でございました。今年度、これは9月末までの半年間になりますが、鉄道3件、路線バス2件の5件となっております。このうち、今回の規制見直しによって表示可能となったものは、鉄道の1件でございまして、こちらスクリーンに表示をさせていただきますが、とちぎのゆるキャラの広告を掲載いたしました車両がJR日光線を走行しております。従前はJR日光線の一部区間が禁止地域ということでこのようなラッピング車両は走れなかったものですが、今回の見直しにより、こういうものが走行出来るということになっております。

続きまして、お手元の資料で、広告主が公共のものにつきましては、昨年度、自動車13件に対しまして、今年度は自動車が33件となっております。このうち規制見直しによって表示可能となったものが、今スクリーンに表示しておりますが、これは、野木町で所有しているバスでございまして、これは、まだ実は計画中で走行はしていないのですが、こういうプランがあるということで、今回資料としていただいたものです。バスの後ろ面に野木町にありますホフマン式の煉瓦窯が表示してございますが、これは従前の規定でございまして路線バス以外では後ろ面にこのような大きな広告は表示できないことになっておりましたが、今回の規制緩和でこのような表示が出来るようになったということでございます。

また、参考としてですが、これは県の公用車でございます。先日行われましたねりんピックのPRのためにこのような広告を載せました。実はこの車両につきましては、登録地が宇都宮であるものですから、条例の適用が宇都宮市のものとなり今回の見直しとは、直接関係はございませんが、従前では県の規定ではこのような大きなものは載せられなかったのですが、こうした広告表示も今回の見直しによって可能となったということで、参考として表示させていただいたところでございます。報告は以上でございます。

- 会長 ただいま事務局から、「車両に表示される広告物に係る規制見直しの状況」について報告がありました。皆様から何か御質問があればお願いします。
- 委員 昨年の審議会です。車両のヘッド・屋根の部分、例えばビルの屋上から見えるもの、それ

の広告物の掲出についてはどうだったでしょうか。

- 会長 確か記憶をたどると対象外である、そもそも掲出が出来ないということだったかと。
- 事務局（都市計画課事務総括） 高いところから見ないとまず見えないので、どちらかという想定外で入れていなかったということです。
- 会長 禁止というわけではないのですか？そもそも規定がないと。
- 事務局（都市計画課事務総括） 上部はよろしいという規定にはなっていないので、今の規定では上部は表示出来ないということになっております。
- 会長 先ほどの説明でガイドラインについては常用資料にあるということですが、具体的にはどこにあるのでしょうか。
- 事務局（都市計画課事務総括） 常用資料の一番後ろに実施要綱というインデックスが付いてございます。この要綱の3ページ目に別表というものがございまして、これがガイドラインでございます。内容としては、定量的といいますか、数値とかではなくて、どちらかというと定性的ですので、これについて表示される事業者の方に守っていただきたいとお願いをしているところでございます。
- 議員 このガイドラインを栃木県で定めていますが、あくまでも他県の車両が入ってきた場合にはこれで規制するという事は出来ないのですよね。
- 事務局（都市計画課事務総括） そうなります。基本的には、県の公用車のところでも御説明いたしました、車両を登録してあるところの規定で、そこがまず許可をするということになっておりまして、例えば県外で県外の基準で許可を受けた車両が県内に入ってきた場合は、ダメだという訳にはいかないとなります。
- 委員 関連するのですが、そういった他県で許可された車が、県のガイドラインには引っかかってしまうといった場合に、おそらく県の近隣の市町村であったりとか、他県からやってくるものが非常に多いかと思うのですが、そういったところとの連携というもの、お互いの情報交換というものはされているのでしょうか。
- 事務局（都市計画課事務総括） 情報交換というレベルであれば、それは関東ブロック会議とか、景観関係の会議とかもありますので、そういうところの議題でやるということもありますけれども、それぞれ独自にやっているものなので、そこに対してもう少し何とかしてくれということは、少し言いにくい状況にあります。
- 委員 おそらく、他県のことに関して、何か注文を付けるというのは難しいとは思いますが、お互いに、例えば私の県ではこういうところを気を遣っている、といったようなお互いに情報が伝わっていれば、それと大きく乖離したようなことにはならないと思いますので、是非引き続きそういったところをお願いしたいと思います。
- 会長 それでは、ほかにありますでしょうか。御質問がなければ、本日予定されていた内容は全て終了いたしました。

　　昨年は8月に開催し、大分、間が空きましたが、先ほど御意見をいただきましたように、景観を守っていくということと、一方では経済の成長といいますか、地域の活性化・地域創成そういったとこ

ろで、本来それは対立するものではないと。今日の委員の指摘では一体的なまちづくりだというお話がありました。いずれにいたしましても、景観法が出来まして10周年ですか、だいたい県民の方々に景観という言葉が浸透しつつあると思います。ただ一方で、景観の問題と地域の経済の問題というのは、何かと議論になろうかと思えます。この審議会として引き続き議論・意見交換をしていければと思います。それでは事務局にお返しします。

○司会 長時間にわたりまして御審議ありがとうございました。

これをもちまして、平成26年度第1回栃木県景観審議会を終了いたします。本日は大変お疲れ様でした。なお、次回、第2回景観審議会は、来年1月中旬を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いたします。また、お手元の常用資料につきましては、次回まで事務局で保管いたします。机の上に置いたままで結構ですのでよろしくお願いたします。

午後3時30分 閉会